

**財務省第9入札等監視委員会
平成30年度第2回定例会議議事概要**

開催日及び場所	平成30年12月5日（水） 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員	委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士） 委員 伊勢田道仁（関西学院大学法学部 教授） 委員 瀧 洋二郎（浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士）	
審議対象期間	平成30年7月1日（日）から平成30年9月30日（日）まで	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	－	
随意契約（公共工事）	－	
競争入札（物品役務等）	3件	<p>契約件名： 国有崖地崩落防止工事監理業務（神戸市垂水区名谷町）</p> <p>契約相手方： 株式会社スリーエスコンサルタンツ （法人番号 9120001117780）</p> <p>契約金額： 3,456,000円（税込み）</p> <p>契約締結日： 平成30年7月30日</p> <p>担当部局： 近畿財務局</p> <hr/> <p>契約件名： 液体検査装置の調達</p> <p>契約相手方： 株式会社クマヒラ （法人番号 1010001108872）</p> <p>契約金額： 109,728,000円（税込み）</p> <p>契約締結日： 平成30年8月10日</p> <p>担当部局： 大阪税関</p> <hr/> <p>契約件名： 小型乗用自動車（ハッチバックタイプ）1台の交換取得契約</p> <p>契約相手方： 株式会社ミリオンオートサービス （法人番号 6180301013396）</p> <p>契約金額： 2,188,051円</p> <p>契約締結日： 平成30年8月8日</p> <p>担当部局： 神戸税関</p>
随意契約（物品役務等）	1件	<p>契約件名： 確定申告コールセンターにおける税理士用の会場借上げ</p> <p>契約相手方： 近畿税理士会 （法人番号 6120005004185）</p> <p>契約金額： 984,300円</p> <p>契約締結日： 平成30年8月1日</p> <p>担当部局： 大阪国税局</p>
応札（応募）業者数1者関連	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・液体検査装置の調達 ・確定申告コールセンターにおける税理士用の会場借上げ
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p> 契約件名： 国有崖地崩落防止工事監理業務 (神戸市垂水区名谷町) 契約相手方： 株式会社スリーエスコンサル タンツ (法人番号 9120001117780) 契約金額： 3,456,000円(税込み) 契約締結日： 平成30年7月30日 担当部局： 近畿財務局 </p> <p> 2者が応札し、うち1者が1回目の入札で辞退しているがその理由は如何。業者が実際に参加してみ て、他の参加業者を見て諦めたのか。 </p> <p> 崖地の工事監理業務を行うコンサルタント業者は 少ないのか。 </p> <p> 本業務の落札率が高くなった理由はなぜか。 </p> <p> 入札の公告期間は規定よりも長く設定しているの か。 </p>	<p> 参加申込みはいただいたが、最終的にその会社の 方針として辞退届を提出されたものである。 他の入札等を受注され、スケジュールや人繰りの 都合で辞退されたのかもしれない。 入札は電子システムを利用しており、他の参加業 者は分からない状況で行っている。 </p> <p> コンサルタント業者の多くは土木より建築関係が 多く、設計のみというのが大半で、工事監理を行っ ている業者は少ないようである。 コンサルタント業者10者に聞いたところ、工事監 理業務を扱っているのが2者で、そのうち土木を行 うのは1者くらいであり、その割合は1割程度であ る。 </p> <p> 予定価格は技術者の人数などを基に算出してお り、工事に比べて複雑な積算ではなく、類推し易い ことも理由の一つと考える。 </p> <p> 予令第74条において、入札の前日から起算して 少なくとも10日前に公告することが義務付けられ ているが、当局では、運用上、12日間の公告期間を 確保することとしている。 </p>

意見・質問	回 答
<p>契約件名： 液体検査装置の調達 契約相手方： 株式会社クマヒラ (法人番号 1010001108872) 契約金額： 109,728,000円(税込み) 契約締結日： 平成30年8月10日 担当部局： 大阪税関</p>	
<p>液体検査装置とはどのように使用するものなのか。</p>	<p>全国の主要空港において、主に出入国旅客検査場での使用を想定しており、旅客の手荷物検査時に使用することとなる。</p>
<p>他税関での配備分も大阪税関が一括調達するのか。</p>	<p>液体検査装置については、大阪税関で一括調達することとなった。</p>
<p>試作装置は株式会社クマヒラと関税中央分析所が共同開発したのか。</p>	<p>その通りである。</p>
<p>共同開発した装置について、他社が入札する可能性は低いと思われるが、関税中央分析所は共同開発先をどのように選定したのか。</p>	<p>液体検査装置の開発に必要な技術を要していた企業を選定し共同開発を行った。</p>
<p>装置の耐用年数は何年か。</p>	<p>5年である。</p>
<p>仕様内容はどのように決定されたのか。</p>	<p>不正薬物探知のための性能基準を満たし、また、試作装置での検証結果を踏まえた上で、効果的かつ効率的な取締まりが図れる内容とした。</p>
<p>仕様内容については、一者応札を避けるためにも、海外も含めた類似装置との比較検証を行い、変更可能な点があれば行っていただきたい。</p>	<p>承知した。</p>

意見・質問	回 答
<p> 契約件名： 小型乗用自動車(ハッチバックタイプ)1台の交換取得契約 契約相手方： 株式会社ミリオンオートサービス (法人番号 6180301013396) 契約金額： 2,188,051円 契約締結日： 平成30年8月8日 担当部局： 神戸税関 </p> <p> 契約形態としては、平成16年に購入した車両を新車に交換するという形であり、契約金額は新車価額から下取り価額を引いたものとなることでよいか。 </p> <p> 新車の価額はある程度決まっていると思うが、下取りの評価は業者により差が出てくると思うため各社の入札金額にそれほど差が無い結果となった理由は如何か。 </p> <p> 入札の際に下取り価額は表示されるか。 </p> <p> 以前、別の車両契約の案件でディーラー系列の販売店の応募のみであり、他に車両販売を行っているところもあるのではないかと、この意見を申し述べたが、今回の入札ではディーラー系列の販売店ではなく、中小企業で4者が応札しており結構な結果であると思う。 </p>	<p> そのとおりである。 </p> <p> 老朽化の進んでいる車両の下取りは基本的に鉄のスクラップ価額程度と考えられるためそれほどの差はない。 </p> <p> 契約後に新車価額、下取り価額が分かる内訳書を提出させている。 </p> <p> 了解した。 </p>

意見・質問	回 答
<p> 契約件名： 確定申告コールセンターにおける税理士用の会場借上げ 契約相手方： 近畿税理士会 (法人番号 6120005004185) 契約金額： 984,300円 契約締結日： 平成30年8月1日 担当部局： 大阪国税局 </p> <p> 大阪国税局から公共交通機関を利用して30分以内の会場は、他にないのか。 </p> <p> 30分以内の立地条件及び公募の公示期間について見直すべき（拡大すべき）ではないか。 </p> <p> 公募については、インターネットに載せているのか。 </p>	<p> 他の会場は存在するが、借上期間が連続51日間のため、同じ会場を確保するのが困難である。 </p> <p> 立地条件等の拡大により業務に支障を来さないかを確認した上で、検討してまいりたい。 </p> <p> 一般競争入札と同様に掲示板への掲示のほか、国税庁ホームページ内にある大阪国税局の調達情報に掲載している。 </p>